

---

---

定 款  
株式会社インバウンドプラットフォーム  
Inbound Platform Corp.

---

---

平成 27 年 10 月 1 日 設立  
平成 28 年 8 月 9 日 改定  
平成 28 年 10 月 1 日 変更  
平成 30 年 2 月 14 日 変更  
平成 30 年 4 月 1 日 変更  
平成 30 年 6 月 18 日 変更  
平成 30 年 8 月 1 日 変更  
平成 30 年 12 月 25 日 変更  
令和 2 年 4 月 20 日 変更  
令和 2 年 9 月 1 日 変更  
令和 2 年 12 月 25 日 変更  
令和 3 年 12 月 24 日 変更  
令和 5 年 5 月 18 日 変更  
令和 5 年 6 月 18 日 変更  
令和 5 年 7 月 5 日 変更

# 定 款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社インバウンドプラットフォームと称し、英文では、Inbound Platform Corp. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. レンタカー業
2. レンタカーの予約受付代行業務
3. 旅行業法に基づく旅行業
4. 旅行業法に基づく旅行業者代理業
5. アウトドアレジャー用品に関する商品の企画及び開発
6. キャンピングカーレンタル事業の代理店業務
7. 損害保険代理業
8. 古物商
9. 中古自動車の輸入及び販売
10. レジャー用品のレンタル業務
11. 各種イベントの企画、制作及び運営
12. ランドオペレーター業務
13. 他社の営業活動の企画及び支援並びに人員の手配業務
14. 両替事業
15. 自社ウェブ媒体の運営
16. インターネットを利用した各種情報提供サービス
17. インターネットメディア事業
18. コンピュータシステムの企画、開発、販売及び保守に関する業務
19. 医療関連サービス事業
20. 各種の決済サービスの提供
21. 通信情報端末及び周辺機器の販売及び販売
22. 海外・国内での宿泊施設の経営
23. 観光情報の提供並びにツアーの企画及び運営
24. 日本産・外国産農林水産物の販売及びその仲介並びに輸出入
25. 投資事業
26. 前各号に掲げる事業に関するコンサルティング事業
27. 留学・旅行及び観光に関するコンサルティング
28. 宅地建物取引業
29. 上記各号に附帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

### (公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

### (機関)

第5条 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、12,505,600株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

### (株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

### (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の

3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多數をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合においては、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### (取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### (取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

#### (監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

#### (監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

#### (監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### (常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

#### (監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### (監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### (監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### (監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### (監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### (監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第6章 会計監査人

#### (会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

#### (会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

#### (会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

### 第7章 計算

#### (事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

#### (剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

#### (剰余金の配当等の基準日)

第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### (配当金の除斥期間)

第47条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

#### (附則)

第1条 第15条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずる。なお、本附則は効力発生後削除する。

以上